

役員等報酬規則

(平成 27 年 8 月・規則第 18 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人新友会（以下「当法人」という）の役員等の報酬に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の種類)

第 2 条 役員等とは、当法人の運営に関する各種の仕事に係る、役員（理事・監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会委員のことをいう。

(報酬の支払い)

第 3 条 この規則において報酬とは、前条の役員等が、新友会の業務遂行のため会議等に出席を行った場合に、別表第 1 に従い支給することができるものとする。

2 理事及び監事が、理事会又は評議員会へ出席した場合に、その出席実態に応じて交通費相当額を支払うことができるものとする。

3 評議員が、評議員会へ出席した場合に、その出席実態に応じて交通費相当額を支払うことができるものとする。

4 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席して答申をおこなう場合も、必要な日当相当額を支払うことができるものとする。

5 監事に関しては、決算が終了し、内部監査を行う場合のみ、交通費相当額とは別に日当相当額も併せて支払うことができるものとする。

6 理事長に関しては、理事長として在任期間中の出勤実態を確認したうえで、月額報酬を支払うことができるものとする。

7 施設の職員を兼務する役員には、この規則を適用しない

(その他の報酬等)

第 4 条 その他臨時に保護者会役員等に、法人の業務に関連する事項で出席等を求め、会議等を行った場合は、その出席実態に応じて、交通費相当額を支払うことができる。

附則 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する

この規則は、平成 29 年 1 月 29 日より、一部改訂して施行する

令和 元年 10 月 1 日より、一部改訂して施行する

第18号規則—第3条【別表—第1】

理事長及び理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会 委員
 に対する報酬(日当等)の支払いに関する規約別表

理事長に関する日当・報酬等の支払いについて			報酬/月額	手当等
理事長			300,000	通勤及び住宅手当のみ支給

☆ 報酬金額は、最終給与額の70%～75%の額とする

☆ 給与規則第13条及び第14条は職員に準じて支給する

各種委員会等に対する日当・交通費等の支払いについて			以下平成29年1月29日より適用	
委員会名	開催回数等		日当額等	対象人員数
理事会等	年4～6回(隔月等実施)			
理事	理事会	交通費	3,000	6名
監事	評議員会・理事会 及び評議員選任解任委員会	交通費	3,000	2名
		高速料	規定実費	1名
	内部監査日(年1回)	交通費	3,000	2名
		高速料	規定実費	
		日当	5,000	
評議員会	年2～4回(6月・ 月・ 3月)			
評議員		交通費	3,000	7名
評議員選任・解任委員会	H29.3月 (初年度のみ)	交通費	3,000	5名
	必要の都度	交通費	3,000	5名
その他特別な場合		交通費	3,000	出席人数*回数

☆ 上記の日当、交通費については、当該者が職員等兼務の場合は、該当しない

※ 上記の支給は、理事長報酬及び理事・評議員・評議員選任解任委員の全てを含めて
 年間総額 4,500千円以内とする。この金額を超える場合は、支給しないことがあるものとする。